

令和3年第3回定例会議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第51号	令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第52号	令和3年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第53号	令和3年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第54号	令和3年度鹿嶋市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第55号	令和3年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第56号	令和3年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第57号	鹿嶋市宮宮中地区駐車場の設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第58号	鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第59号	鹿嶋市資金積立基金条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第60号	鹿嶋市個人情報保護条例及び鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号	鹿嶋市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第62号	鹿嶋市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第63号	鹿嶋市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第64号	鹿嶋市教育委員会教育長の任命について	原案同意
議案第65号	市道路線の認定について	原案可決
報告第6号	専決処分について（令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第4号））	原案承認
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
認定第1号	令和2年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	令和2年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第3号	令和2年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について	原案認定
令和3年請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択
意見書第2号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書	原案可決
意見書第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	原案可決
第5号議案	議案第51号令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議	否 決

議案第51号 令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億6,213万9千円を追加し、総額247億5,538万9千円となりました。

歳入の主なものとしましては、震災復興特別交付税などによる地方交付税の増5,574万8千円、社会資本整備総合交付金などによる国庫支出金の増2億294万1千円、浄化槽設置事業補助金などによる県支出金の増6,473万2千円、財政調整基金繰入金などによる繰入金の増6,068万6千円、前年度繰越金の増1億1,488万2千円などを見込みました。

歳出の主なものとしましては、税還付金及び還付加算金による還付金関係経費（税務課）6,418万円、物件等移転補償費などによる地域子育て支援センター整備事業5,432万円、個別接種委託料などによる新型コロナウイルスワクチン接種経費5,097万8千円、合併処理浄化槽設置補助金による合併浄化槽等普及推進事業1億53万7千円などを計上しました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、例規整備等支援業務委託料、洋上風力発電事業推進ビジョン策定業務委託料、給食調理配送業務委託料について新たに設定しました。

3 地方債の補正について

市債は、学校給食センター整備事業を追加し、道路整備事業、道路整備事業（社会資本整備総合交付金）、都市再生整備計画事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、臨時財政対策債について限度額を変更しました。

議案第52号 令和3年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万2千円を追加し、総額69億9,431万9千円となりました。

歳入としましては、財産収入の増15万円、繰越金の増125万2千円を見込みました。

歳出としましては、保険給付費の増50万円、積立金の増15万円、諸支出金の増75万2千円を計上しました。

議案第53号 令和3年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億807万9千円を追加し、総額46億2,442万3千円となりました。

歳入としましては、国庫支出金63万5千円、繰越金2億744万4千円を見込みました。

歳出としましては、総務費38万5千円、積立金3,698万8千円、諸支出金1億7,070万6千円を計上しました。

議案第54号 令和3年度鹿嶋市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ149万4千円を追加し、総額7,453万8千円となりました。

歳入としましては、一般会計繰入金が増55万5千円、前年度繰越金が増93万9千円を見込みました。

歳出としましては、施設維持補修工事費による大船津地区農業集落排水施設費の増149万4千円を計上しました。

議案第55号 令和3年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額から、営業費用446万3千円を減額し、総額14億2,939万円となりました。

資本的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、建設改良費429万1千円を追加し、総額10億3,364万6千円となりました。

議案第56号 令和3年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額から、営業費用326万1千円を減額し、総額17億2,267万円となりました。

議案第57号 鹿嶋市宮宮中地区駐車場の設置及び管理に関する条例

この条例は、宮中地区に新たに市営駐車場を設置することに伴い、その設置及び管理に関して必要な事項を定めるとともに、関係条例を整理するため、制定するものです。

議案第58号 鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、マイナンバーカード（個人番号カード）の再交付に係る手数料の徴収が地方公共団体情報システム機構により行われることとなるため、条例の一部を改正するものです。

議案第59号 鹿嶋市資金積立基金条例の一部を改正する条例

今回の改正は、ふるさとづくりに資する事業の経費に充てることを目的とする鹿嶋市ふるさと納税基金の設置等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第60号 鹿嶋市個人情報保護条例及び鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、号ずれの修正等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第61号 鹿嶋市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

今回の改正は、国が定める道路の構造の一般的技術的基準である道路構造令が改正されたことに伴い、本市における基準を見直すため、条例の一部を改正するものです。

議案第62号 鹿嶋市都市公園条例の一部を改正する条例

今回の改正は、都市公園における禁止行為の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第63号 鹿嶋市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、道路法の改正に伴い、占用施設として自動運行補助施設が追加されたため、条例の一部を改正するものです。

議案第64号 鹿嶋市教育委員会教育長の任命について

鹿嶋市教育委員会教育長の任命に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和3年10月1日から3年間です。

・川村 等（再任）

昭和52年度に茨城県に入庁し、教育庁総務課長、教育次長等を歴任。退職後は、公益財団法人茨城県教育財団専務理事を経て、平成26年10月1日から鹿嶋市教育委員会教育長に就任し、本市の教育行政の推進に大きく貢献している。

議案第65号 市道路線の認定について

今回の市道路線の認定は、荒野台駅周辺地区地区計画の区域内に整備する道路1路線を認定するものです。

報告第6号 専決処分について（令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第4号））

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,356万9千円を追加し、総額241億9,325万円とする補正予算について、令和3年6月25日に専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

・浦橋 武芳（再任）

人格識見が高く、地域の実情にも精通。公正な立場で相談に応じ、必要な法律上の知識の習得にも意欲的。平成15年4月1日から鹿嶋市人権擁護委員に就任し、積極的に活動している。

認定第1号 令和2年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について

認定第3号 令和2年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について

認定第1号から認定第3号までは、令和2年度の鹿嶋市一般会計及び特別会計、鹿嶋市下水道事業会計並びに鹿嶋市水道事業会計の決算について、議会の認定を求めるものです。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

[請願主旨]

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において以下の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

[請願事項]

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数

学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

意見書第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。

一方、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、「中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること」、
「学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること」、
「教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること」を強く要請し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

意見書第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められています。

よって、国に対し、財源確保のため、税制の充実確保を強く望み、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

第5号議案 議案第51号令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）に対する 附帯決議

鹿嶋市財政の今後を見通すと、基幹産業である鉄鋼業では、高炉の一基停止が発表され、鹿嶋市民の間では、今後の雇用の不安、事業継続の不安の声、これまでになく高まっている。この影響がどれほどのものかは、まだ計り知れないが、人口の減少、売上の減少、雇用の減少は数千人規模で発生することは、市長自らも答弁している所であります。また新型コロナウイルスの影響もあり、市民税をはじめ各税収科目でも減収が目立つ決算であった。

令和3年度予算案の審査時にも指摘しましたが、子育て支援センターの新築事業については、計画の発表から予算化までの期間が非常に短く、場所の選定については市民の合意が無いまま進められ、利用者である一般市民の意見が取り入れられておりません。行政の都合を押し付けるのではなく、利用者の声を十分に聴き、既存施設の活用や複合化など比較検討ができる案も明示するべきでありました。また複数の議員からも、鹿嶋市の公共施設整備計画を鑑みても、ルール通りの事業計画策定になっていなかったことも指摘されています。そのような進め方をし、調査も不十分であったことから、当初の計画から、子育て支援センター用地と付随する道路用地の取得費用が1億円近くも増加するという事態におちいることとなっています。

「子育てするなら鹿嶋市で」と謳うのであれば、まずは子育て世代の方々の意見が反映された施設になることを望むとともに、このような財政状況であるのだから、新築にこだわらず、不要となる公共施設の活用及び複合化も候補に入れるべきであるといえます。

子育て支援センターだけでなく、宮中賑わい創出事業においては、大規模な予算執行を伴う事業が、十分な説明もなく、唐突に事業化されるものが多くみられるがゆえに、今回のような、本年度予算執行からたったの6か月での巨額な補正予算を出さざるをえなくなったのではないのでしょうか。このような予算編成がされる状況を鑑みると、将来の財政負担が非常に不安であります。

そして、そもそもこの子育て支援センターの計画が含まれる中心市街地活性化計画が該当する区域の住民にとっても期待に沿うものなのか、コロナ禍の中で、最優先で進める事業なのかを検討する必要があるのではないのでしょうか。「行政の無謬（むびゅう）性」との言葉があります。「行政は間違いを起こさない」との考え方です。ありえない話ですが、確かに一度決めたことは間違っても中々変えないという傾向があります。以前、日経新聞の記事にありました。「官僚が無謬であるべきだという思いは、確かなものを求める国民の自然な心の動きだが、究極的には全体主義をもたらすような不健全な信念だと心に刻むべきだ。自由な民主主義国家では「官僚は失敗する」という可謬（かびゅう）性を前提に政策を論じたい。」と。鹿嶋市も今一度、コロナ禍の中で、最優先で進める事業なのかを検討し、議会も、一部地区・団体に有利な便宜を図る予算ではないのか、行政として公正を欠いていないのか、立ち止まっ

て考える必要があると考えます。

よって、議案第51号令和3年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号），に含まれる用地取得については場所やコストの妥当性を再度精査し，建設についても増額とならないよう慎重に検討し，その間に，多くの市民の声を聴いて議論し，理解を得たうえで計画を進めて行くことを求めるものである。